

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月10日掲載分)

種別	質問内容	回答
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	競争参加資格において「平成29年度事業開始時点において、キャリアコンサルタント資格(国家資格)を有する者を配置する見込みがあこと。」とあるが現在国家資格証明書の申請中で提案書提出時では証明書の添付ができない際はどうかすればよいでしょうか？	申請中である場合は、申請書の写しを添付すること。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	2)開札時の消費税の計算方法について ・開札時の「予定価格の制限」の算法が、入札額に単純に108%を掛けて計算するのかわか (その場合、給与と社会保険料にも消費税がかかった金額となるが、それで良いか)	貴見のとおり、入札額に108/100を乗じて算出する(課税事業者か免税事業者かは問わない)。なお、本事業に係る委託契約は、契約全体として「役務の提供」であるため、国からの支払いに際しては、人件費や社会保険料などについても消費税が発生するものとしている。(委託費の精算時に、まず税抜金額を合計して、その全体に消費税を乗じているのはそのためであること。)
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	(入札書について) 入札書に各事業ごとの積算額とその合計額を記入するが、落札後に事業実施計画書を提出する際、落札金額に変更のない範囲で各事業ごとの内訳の変更があっても構わないか(即ち、入札書の各事業ごとの積算額と実施計画書の積算額の差異は認められるか)	事業実施計画書における事業ごとの経費については、既に入札書に記載しているものであることから、原則として、入札書に記載の金額によるべきものであるが、労働局の審査の過程で各事業間での金額の調整することはあり得る。ただし、その場合であっても、大幅な変更は認められないので、入札書の積算に際しては、十分に精査すること。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	入札説明書の11ページ目の「直近における類似事業実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容」の記載方法や提出する際の挟む位置など記載がないがどのように取り扱えばいいか。	「直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容」については、別紙2「平成29年度地域若者サポートステーション事業」総合評価落札方式による一般競争入札提案申請書の一部として提出されたい。なお、記載方法については、Q&A(1回目)も参照されたい。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	財務諸表の項目について 受託団体の決算書と項目が合わず、顧問税理士に相談したところ、受託団体は公益財団法人であり、また営利を目的とした団体ではないため本来「前年度繰越損益」「年度末未処分利益」という項目に当てはまる数字は出ていないとの事でした。 このような団体の場合はこの2カ所について空欄でも宜しいでしょうか？ また「売上高」は「事業収入」「当期損益又は年度損益」は「当期一般正味財産増減額」という考え方で宜しいでしょうか？	該当又は類似する項目がない場合には空欄で差し支えない。また、「売上高」は「事業収入」に、「当期損益又は年度損益」は「当期一般正味財産増減額」に適宜置き換えて記載すること。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	「法令遵守に関する申出書」に法人の場合は、社印と代表者印の両方を押印することになっていますが受託団体は社印を持っていない又は代表者印が社印を兼ねている場合は、代表者印のみでも差し支えないでしょうか。	社印(法人印)がない又は代表者印が社印を兼ねている場合は、当該法人の代表者印のみで差し支えない。
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	選定後、実施計画を提出することとなっているが、実施計画については、人事のこと等入札時点から変更等もあり得ると考える。入札時に想定していた人事配置を実施計画時に変更することは認められるのか。(当然計画している内容、資格の有無についてはその通り進めるが)	人事異動や採用活動の状況など、提案書提出後の事情の変化により、やむを得ず変更することはあり得るものと考えている。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月10日掲載分)

種別	質問内容	回答
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条について、わかりやすく解説してもらいたい。 一般にいう20%～50%程度の株式出資に当たらず、2%程度の株式出資であり、事業や人事の掌握などがなければ、問題は無いと考えているが、間違いはないか。 また、応募する法人の理事や理事長及び社員が、他の法人や団体の代表(社長)等となっている場合でも、事業や人事に影響を与えることがなければ、関連企業に当たらないという考え方でいいか。	一般的には、A社が、自己の有する議決権及び自己と出資、人事、資金、技術、取引等により緊密な関係があることによって自己の意思と同一の内容を議決権を行使すると認められる者及び自己と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の合計が、B社の議決権の20%に満たない場合は、A社とB社は互いに「関係会社」には当たらないものと思われるため、ご質問のケースであれば「関連企業」には当たらないものと考えられる。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	常設サテライト設置個所によって、対象地域の人口の差が大きくなる。その中で、新規75名以上、就職決定45名以上はどういった根拠で設定されたものなのか？ また、過去の実績や地域の状況を踏まえた上で、新規登録・決定者数の変更は可能か？	平成27年度実績(160か所で就職件数15,479件)を踏まえ、全国ベースでの目標件数を算出した上で、事業規模に応じて全国一律の目標を設定したものであり、目標値の下方修正は認めない。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	地域の実情に応じて、サテライト設置自治体とも協議の上、週3程度5時間程度のサテライトを設置したとして実績が上がらないと判断された時、常設サテライトを常設ではなく出張相談という形に変更することは可能か？	常設サテライトを設置するとされている地域においては、常設サテライトの設置を前提とした提案を行い、まずは、目標達成に向けた努力を行っていただきたい。 その上で、実績が上がらない場合には、厚生労働省及び労働局(委託者)と協議の上、出張相談に切り替える等の代替案について検討することとしたい。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	仕様書で常設サテライトに位置付けられている地域を上位サポステ(本部)に変更し、違う地域を常設サテライトに変えることは可能か？	仕様書第2の2において「地域の実情に応じて、相談支援窓口と常設サテライト窓口の対象地域を入れ替えることも可能」としているため、参加を希望する調達番号における対象地域が過不足なくカバーされることを前提に、相談支援窓口と常設サテライト窓口の対象地域を適宜変更して提案しても差し支えない。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	上位サポステ(本部)の相談所は場所の関係上、職員が座れる座席数が限られるため、仕様書で示されている想定数の職員が居座ることが出来ない。(県の指示により決まっている相談場所なので、場所を変える事は不可能) 上位サポステ(本部)の人員を仕様書の想定より減らす代わりに、常設サテライトの人員を仕様書の想定より増やす事は可能か？	配置人数はあくまでも目安であるので、地域の実情に応じて適宜変更して差し支えない。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	上位サポステ(本部)と常設サテライトが分かれているサポステについては、SNACKSは一つに統一されるのか？ 上位サポステと常設サテライトでは別々のSNACKSを使用する事になるのか？	SNACKSについては、相談支援窓口、常設サテライト窓口それぞれに異なるIDを付与する予定である。 加えて、相談支援窓口においては、常設サテライト窓口を合算したサポステ全体としての実績も把握できるようにする予定である。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	常設サテライトについて、例えば●●常設サテライトと記載がある分について、必ず●●市に設置しないとイケないのか、対象地域内の他の市でも構わないのか。 ※●●は同一の地名	サポステ名称及び常設サテライトの名称については、地域を示すために便宜的に設定したものであり、必ずしも名称に使用されている地域名と同じ市に設置しなければならないものではなく、あくまでも対象地域内に設置すれば足りる。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月10日掲載分)

種別	質問内容	回答
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	仕様書別表1の平成29年度地域若者サポートステーション事業実施地域一覧の調達番号109の加古川地域常設サテライトの行について、相談支援事業と定着・ステップアップ事業の欄が空欄だが、仕様書本文には常設サテライトも相談支援事業と定着ステップアップ事業は必須と書かれているが、どのように判断すればよいか。	仕様書別表1の「加古川常設サテライト」については記載漏れがありお詫び申し上げます。当該常設サテライトにおいても、他の常設サテライトと同様、「相談支援事業」及び「定着・ステップアップ事業」は必須のものとして提案いただきたい。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	Q&A第1回目に、団体理事長が総括コーディネーター就任の可否について数点ありましたが、これは団体理事(役員)についても同じですか？	通常、役員は労働者には該当しないが、通常の労働者と同じように賃金が支払われる場合には、労働者性が認められる場合がある(いわゆる「使用人兼務役員」)。この場合、労働基準法(年次有給休暇や深夜残業の割増賃金)、雇用保険への加入などが発生することとなるので留意すること。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	総括コーディネーターがキャリアコンサルタント資格を所有しています。キャリア形成支援等の相談員として、業務を行ってもいいのか。	総括コーディネーターとなる者がキャリアコンサルタント資格を有している場合は、当然、キャリア形成支援等を行う者として相談業務を行うことは差し支えない。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	団体理事長または理事(役員報酬無)が総括コーディネーターではなく、相談支援員、職場体験・就職支援コーディネーター、ステップアップ支援員、情報管理員への就任は可能ですか？ その場合の資格としては、総括コーディネーターの資格として記載されている (ア) キャリアコンサルタント有資格者であること。 (イ) 関連資格(産業カウンセラー、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、教員免許等)を保有する者であること。 (ウ) 3年以上の若者自立支援の経験を有する者であること。 のいずれかに該当すればよいのですか？	団体理事長又は役員が総括コーディネーター以外の職に就くことは差し支えないが、本事業における業務責任者はあくまでも総括コーディネーターであるため、労働局や厚生労働省との連絡調整、業務上の指揮命令系統に支障のないよう留意すること。 なお、総括コーディネーター以外の職については、資格要件は設けていないので、それぞれの業務を行うに当たり、適性等を踏まえ、適切な人選を行うこと。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	総括コーディネーターが受託団体の他事業を兼務してもよいという認識でよろしいでしょうか。	仕様書に定める総括コーディネーターとしての役割を果たすことができるのであれば、必ずしも専任である必要はない。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	「人日」という単位が出てくるが、20人日を常勤1名と換算してよいか？	20人日を常勤1名と換算することは概ね妥当であると考えますが、具体的な判断に際しては、提案団体における一般的な常勤職員の勤務日数を基準に判断されたい。
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	③雇用保険受給者であっても、長期にわたって、求職活動がうまくいっておらず、その原因がサポステでの支援によって解消できる見込みがあると判断した結果、ハローワークからサポステに誘導された利用者に対して、管轄労働局と協議の上、求職活動証明書(就職活動認定書)を発行することは可能か？	雇用保険制度上は、公的機関等(高齢・障害・求職者支援機構、地方公共団体、求人情報提供会社、新聞社等)が行う求職活動に関する指導は、就職活動実績として認められていることを踏まれば、国の委託を受けて民間団体等が実施するサポステにおける就職支援についても求職活動実績として認めることが適当であるが、その内容が明らかに雇用保険受給者本人の求職活動にそぐわないものについてまで認めることは適当ではないため、その判断に当たっては、ご指摘のとおり、労働局とも協議の上、求職活動証明書を発行することとされたい。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月10日掲載分)

種別	質問内容	回答
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>①ジョブトレーニングと職場体験について。 仕様書には、 ・ジョブトレーニングは短期間(概ね1週間以内)とあり、 ・職場体験は週当たり20時間以上40時間以下とあります。 当サポステ利用者のこれまでのジョブトレーニングの取り組みにおいては1日3～4時間を週3日程度×1ヶ月～3ヶ月が最も一般的です。 (本人側の体力面やメンタル面、交通費等の負担及び事業所側の負担などからこれくらいの頻度が最も多くなります) そうすると、ジョブトレーニングにも職場体験にも該当しません。 この場合は、どのように考えたらよいでしょうか？</p>	<p>ジョブトレについては、必ずしも1週間以内である必要はなく、職場体験プログラム(1週間以上3か月以下)との区別の観点から「概ね1週間以内」としたものであるが、例えば1週間を超えるものであっても、週20時間に満たないものについては、ジョブトレーニングに位置づけることは可能であると考えます。 お尋ねのケースについても、地方公共団体が措置するジョブトレーニングが、1日3～4時間、週3日、1か月～3か月のものを対象とするのであれば、提案書においてジョブトレーニングの取組として提案することとして差し支えない。</p>
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>サポステの満足度調査についての目標設定があるが、2年間アンケートを実施しているのに今年度でなくとも前年度分でも構わないので、提案書提出前に当サポステの満足度が何パーセントか教えてもらうことはできるか？</p>	<p>平成27年度における満足度調査報告書を掲載するので、参照されたい。</p>
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>仕様書P. 16「第3相談支援事業3ウ(カ)」の文言を見る限り、最終来所日から6か月を超えてから就職した者については、就職件数にカウントは出来ないということか？</p>	<p>最終来所日から6か月を超えてから就職した者については、就職件数にはカウントしないこと。</p>
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>法人の実施する事業にサポステ登録者が雇用保険適用者として就職した場合、就職者として実績カウントできますでしょうか。</p>	<p>法人の自主事業等に就職する場合は、「期間の定めのない雇用」により就職する場合は、就職実績としてカウントするは差し支えない。 なお、「期間の定めのある雇用」として一時的に雇用することまでを妨げるものではないが、本事業の就職実績としてカウントすることは、就職件数の水増しとの疑惑を招きかねないことから認めない。</p>
5 職場体験・就職支援事業(仕様書第5関係)	<p>職場体験・就職支援事業の保険で件でお尋ねします。 当法人では、ジョブトレーニングの保険に加入しています。本人が怪我をした時の傷害保険と、事業所側に損害を与えた場合の保険の2種類です。年に1度保険料を振り込むことで手続きは完了します。事故があった場合は事後に申請します。職場体験事業の期間も該当します。 今回、職場体験事業は、別途中央センターの保険手続きを都度都度行うことになったと思いますが、大変手間がかかります。 現在の加入している保険を使用したいのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>職場体験・就職支援事業における職場体験に係る障害・賠償責任保険については、若者自立支援中央センターが東京海上日動との包括契約により行っており、可能な限り母集団は大きく、保険制度の安定性を確保する必要があります。 このため、提案法人が独自に保険に加入することを妨げるものではないが、少なくとも、本事業に係る職場体験については、所定の傷害・賠償責任保険に加入させる必要がある。</p>
5 職場体験・就職支援事業(仕様書第5関係)	<p>29年度新しく必須事業として提示された職場体験・就職支援事業は、予算上、新規に体制を追加実施する事業でしょうか、それとも既存運営体制に組み込んで実施していく事業と考えた方がよいのでしょうか。</p>	<p>職場体験・就職支援事業については、当該事業に係る業務を行う者として、職場体験・就職支援コーディネーターを配置することとしている。なお、職場体験・就職支援コーディネーターについては、適切に業務を実施できるのであれば、専任の方を配置しても他の職員が兼務しても差し支えない。</p>

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月10日掲載分)

種別	質問内容	回答
7 事業費関係(仕様書第7関係)	出張の日当(出張手当)については、原則2,600円までとあるが、原則とはどういう意味か。	提案団体における旅費規程等により日当の額が既に定められている場合であって、当該出張の必要生について合理的な説明ができる場合には、事前に労働局に協議の上、2,600円を超える日当を認めることがあり得るものと考えている。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	職業的自立支援プログラムに関して講師依頼の経費(謝金)は必要な経費として計上してもいいのか。	仕様書第7の2(2)カ(ア)bにおいては、プログラムの実施経費については規定しているが、これに加えて、外部講師に対する日額税込1万円を超えない謝金についても、支出対象経費として差し支えない。ただし、地方公共団体が措置する事項として実施する「職業ふれあい事業」や「ジョブトレーニング」として行うプログラムに係る外部講師謝金については、支出対象経費とはならない。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	職場体験プログラム対象者への交通費は計上することはできますか？ 例えば、地方公共団体が措置する事項の「職業ふれあい事業」の予算から支出することは可能でしょうか？	職場体験プログラム対象者に対する交通費については、支出対象経費とは認めないので留意すること。地方公共団体が措置する事項の「職業ふれあい事業」又は「ジョブトレ」の予算からの支出が可能かどうかは、地方公共団体に確認されたい。 なお、地方公共団体が措置する事項の予算からの支出が可能である場合であっても、入札額の見積もりに際しては、当該費用は計上しないこと。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	集中訓練プログラム事業に係る人件費について、今回の仕様書では訓練期間中の合宿期間中のみが対象となっているが、なぜ従来の考え方を変えたのか。その理由は何か。	合宿期間中は、通常の相談支援窓口における支援とは完全に切り離されていることから、合宿期間中における諸費用については、集中訓練プログラム事業費から支出することが適当であること。 一方、合宿期間を除くプログラム期間中の支援は、通常の相談支援窓口におけるプログラムと一体的に行う(集中訓練プログラム事業の対象者と通常の相談支援窓口における支援対象者が混在している)場合もあることから、このような場合には、通常の相談支援窓口におけるプログラムとして、相談支援事業の事業費から支出することが適当であるため、当該経費については、相談支援事業として計上することとしたものである。しかしながら、合宿期間を除くプログラム期間中の支援についても、対象者の混在がなく、通常の相談支援窓口とは異なるスペースを活用するなど、集中訓練プログラムの実施に要する経費が明確に相談支援事業費とは切り離すことができる場合には、集中訓練プログラム事業費として計上することとして差し支えないものとする。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	仕様書56ページに「謝金」がありますが、次の事項は委託費の対象となりますか。 ①職場体験プログラム実施事業所との連絡会議に出席した事業所への謝金(10千円の範囲内) ②職場体験プログラム実施事業所の開拓を依頼した法人・個人への謝金(10千円の範囲内)	①職場体験プログラム実施事業所との連絡会議に出席した事業所への謝金は支出対象経費とはならない。 ②職場体験プログラム事業所の開拓は、職場体験・就職支援コーディネーターの職務であり、当該業務を第三者に依頼することは認めない(雇用契約ではなく、委嘱により職場体験・就職支援コーディネーターの職務を行う者に対する謝金の支払いを除く。)
7 事業費関係(仕様書第7関係)	サポステを運営している法人が実施している別事業への職業体験は職場体験・就職支援事業の国の経費を適用できますでしょうか。	提案者が実施する他の事業への職場体験に対して、国の委託費を支出することは、国の委託費の環流との疑惑を招きかねないことから認めない。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月10日掲載分)

種別	質問内容	回答
9 提案書関係(記入方法)	1. 提案書 【1】事業の実施方針 (4)本事業を受託する上での事業目標を記載すること オ 就職件数 カ 進路決定件数はどう違うのか？	オ「就職件数」は、雇用保険被保険者資格を取得しうる就職の件数をいう。 カ「進路決定件数」は、オ「就職件数」のほか、週20時間未満の就職や職業訓練校、進学、起業などを含めた、進路決定件数をいう。
9 提案書関係(記入方法)	就職件数はE等級であれば「60」という数字が決められているが、提案書の目標値は等級で決められている数字を入れるということではないか。	提案書【1】(4)の目標値は、仕様書第8の3(2)の目標値を踏まえた上で、提案者が掲げる目標値を記載すること。 例えば、過去サポステ事業を受託した団体であって、過去の実績に照らして仕様書に掲げる目標値以上の実績が期待できる場合は、目標値を上方修正することは差し支えない。
9 提案書関係(記入方法)	【1】事業の実施方針 (4)本事業を受託する上での事業目標を記載すること。 ア 就職率(全体)の再掲「うち就職体験プログラム参加者の就職率 %」は職場体験プログラム参加者が就職した割合を計上するのか、就職率(全体)の中に占める職場体験プログラム参加者の割合を計上するのか教えて頂きたい。	職場体験プログラム参加者に係る就職率を記載すること。
9 提案書関係(記入方法)	事業の目標 ア)就職率60%以上のところで b 職場体験プログラム参加者のプログラム終了後経過時点の就職率というのは、例えばA社で職場体験をして、半年後にA社で就職した人だけですか？ 半年後A社ではなく、全く関連のないB社へ就職が決まった人は、入れないのでしょうか？	職場体験プログラムの参加者の就職率については、プログラム参加実施企業での就職に限らず、他の企業への就職も含めて算出すること。 (ご質問のケースであれば、B社への就職も含めること。)
9 提案書関係(記入方法)	中退者情報の共有とは、具体的にどのような状態になった時を指すのか	仕様書第3の3(1)エ(ウ)の高等学校等との間で定期的な会議の開催等を通じ、就労・自立支援を求める中途退学者等の支援対象者を把握した状態を想定している。
9 提案書関係(記入方法)	進路決定件数、中退者情報共有件数、アウトリーチ支援件数の最低目標値はあるか	進路決定件数、中退者情報共有件数、アウトリーチ支援件数については、最低目標値は設定していない。
9 提案書関係(記入方法)	上位サポステ(本部)と常設サテライトが分かれているサポステについては、提案書書式【1】(4)の事業目標数値は、上位サポステ・常設サテライトを両方合わせた数値を入力するのか？別々に記載した方が良いか？	提案書様式における事業目標値については、上位サポステと常設サテライトを合算した目標値を記載すること。
9 提案書関係(記入方法)	提案書について 提案書ファイルのシート相談支援事業【2】事業内容(2)相談支援事業 ア 実施予定プログラムの内容等のところですが、国費で行う部分のみを記載するのか。また、自治体事業も含めて記載するのか。	提案書【2】(2)ア「実施予定のプログラム内容等」については、「地方公共団体が措置する事項」も含めて記載して差し支えない。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月10日掲載分)

種別	質問内容	回答
9 提案書関係(記入方法)	提案書について ページ数の制限や文字のポイント等の指定はあるのか。また、指定のない場合は、行を増やしたり、枠を増やしたり広げたりするなどして追記することは可能か。 また、図を貼り付けることは可能か。	ページ数や文字ポイント等の制限はないが、文字ポイントは、見やすさの観点から10.5～12ポイントとするのが望ましい。 また、行や枠の追加、高さの調整、図表の挿入は適宜行って差し支えないが、効率的な審査の観点から、記載内容は簡潔な記載とした上で、参考資料を添付するなど、提案書の内容が冗長にならないように留意されたい。
9 提案書関係(記入方法)	②地方公共団体が措置する事項との連携状況およびこれによるサポステのパフォーマンス向上の効果の項目の中で、臨床心理士等による心理カウンセリングなど実施予定がない事業もあります。(これまでの支援の中で実施しないことを取捨選択したものです。) この場合、評価が下がるのでしょうか？ あるいは、実施しない理由が明記されていれば評価の対象になるのでしょうか？	地方公共団体の措置する事項については、地方公共団体の予算措置状況によっては、必ずしも実施されるとは限らないため、地方公共団体において実施する予定がないからといってただちに評価が下がるものではない。 また、地方公共団体において措置されているにもかかわらず、これまでの支援の経過の中で実施しないことと判断したのであれば、その理由を記載されたい。
9 提案書関係(記入方法)	③関係機関とのネットワーク構築について ・例示で3つ程度記載となっていますが、機関名は、例えば「就労移行支援事業所」というくりでよいのか、あるいは具体的に事業所名を書くのでしょうか？ ・また、地方公共団体というのは自治体立の施設ということでしょうか？ ・連携数は、具体例(3例)以上あれば、その数を書くのでしょうか？	具体的な機関名を記載することを想定しているが、関係機関が多岐に渡り、かつ、同種の複数の関係機関との間で一律の連携を図っている場合には、ご指摘のとおり、同種の複数の関係機関を一括りにして記載することとしても差し支えない。 また、「地方公共団体」については、ネットワーク構成員としての地方公共団体を記載すること(●●県、▲▲市、■区など)。 「ネットワーク構成員見込数」については、3者以上ある場合は、その数を記載すること。
9 提案書関係(記入方法)	職場体験・就職支援事業のア体験プログラム対象者の見込数、職場体験プログラム実施企業の見込数の目標設定について、「対象者数」の考え方が、体験者の実人数×体験日数を記入すればよいのか。	対象者数については、職場体験の延べ日数を記載すること。 実施企業数については、体験先企業数を記載すること。 (例として、10日コース:5社で10人、20日コース:3社で6人、30日コース:3社で3人であれば、対象者数は310人日、実施企業数は11社となる。)
9 提案書関係(記入方法)	提出書類について「写し3部については、会社名や会社のロゴマークをマスクングする等による会社が特定されないようにしたうえで提出すること」とあるが、会社名を特定できないようにするために所在地やその他実績・団体概要等も抜くべきか？ 本文中のすべての会社名・ロゴマークをスペースにして提出できるように別ファイルで作るべきか？	会社名、ロゴマークなど、それ自体によって会社名が特定される情報についてマスクングをすれば足り、所在地のように、それだけで会社名が特定されない情報についてまでマスクングする必要はない。 なお、マスクングの方法については、ご指摘のとおり、別ファイルを作成してスペース表示にするほか、印刷した紙媒体を黒インク等により物理的に塗りつぶす等の方法が考えられるので、適宜の方法でマスクングされたい。
10 提案書関係(添付書類)	地方公共団体の推薦について 入札説明書の11 その他の留意事項の中で(5)提案書類の取扱いについて記載があるが、あくまで労働局に提出後のことであって、提出前に地方公共団体の推薦を受けるために提案書を当該市町に提出することは差し支えないでしょうか。	提案書提出前に、地方公共団体の推薦を受けるために必要な場合は、提案内容の案として、当該地方公共団体に提出することは差し支えない。 ただし、その場合であっても、「(案)」と付した上で、提案書全体を提出するのではなく、あくまでも推薦を受けるために必要最低限の範囲とすること。 なお、提案書提出後は、入札説明書に記載のとおり、支出負担行為担当官の許可なく公表又は使用してはならないが、落札者に限り、支出負担行為担当官の許可があったものとして、地方公共団体からの求めに応じて提案書を提出することは差し支えない。